

特記仕様書（環境によりよい自動車利用）

1 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次に掲げる事項を遵守すること。

- （１） ディーゼル車規制に適合する自動車であること
- （２） 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出をすること。